

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2026 年 10・11 月号(第 245 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

- 中国の輸出規制の厳格化と重要鉱物サプライチェーン再編の最新動向
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング グローバルコンサルティング室
アソシエイト 岡崎沙月 1
- 中国で加速するサービスロボットの社会実装
株式会社三菱総合研究所 先進技術センター
主席研究員 松本昌昭 6
- 中国本土から香港に向けた配当金にかかる源泉税の優遇措置
フェアコンサルティング香港 総経理/日本国公認会計士 山口和貴
フェアコンサルティング上海 総経理/日本国公認会計士 粟村英資 11
- 2026 年上半期の実質成長率は+4.7%、下半期も巡航速度を維持か
公益財団法人 国際通貨研究所 開発経済調査部
上席研究員 梅原直樹 14
- コスト削減・効率化施策の下での、中国の日系企業における不正事例の
解析—経費不正を中心に
Grant Thornton 致同会計師事務所 日本事業部
パートナー 汪屹
ディレクター 薛冰
シニアマネージャー 陳思灿 20
- 日系企業のための中国法令・政策の動き
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介 28
- 主要経済指標の推移
三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部 32
- MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

世界が進むチカラになる。

三菱UFJ銀行



中国の輸出規制の厳格化と重要鉱物サプライチェーン再編の最新動向

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
グローバルコンサルティング室
アソシエイト 岡崎沙月

近年、中国はレアアース、アンチモン、グラファイトをはじめとする重要鉱物の輸出管理を急速に強化している。2024 年以降、中国政府は輸出管理法および関連規則の運用を強化し、無許可輸出や品目偽装、最終需要者・最終用途に関する虚偽申告などへの取り締まりを拡大している。違反企業に対する行政処分のみならず、刑事責任を追及する事例も報告されており、輸出管理は企業経営上の重要なコンプライアンス課題となっている。

本稿では、近時公表された代表的な処分事例を通じて、中国の輸出管理制度の運用実態を整理する。その上で、こうした動きを背景に、米国を中心とする西側諸国が進める重要鉱物サプライチェーンの再編の最新動向を俯瞰する。日本企業においても、自社の調達・生産・販売網における中国拠点および中国企業への依存状況を改めて把握し、中国拠点の役割や代替調達の可能性を検証するとともに、輸出管理におけるコンプライアンス体制の強化を検討する必要がある。本稿が、こうした対応を具体化するための一助となれば、幸いである。

運用面で厳格化される輸出管理

近年、公表された処分事例からは、中国当局が戦略鉱物を中心に輸出管理法の執行を強化していることが読み取れる。

<中国の輸出管理における罰則事例>

①アンチモンインゴットの無許可輸出（2025 年 12 月行政処分）

2025 年 12 月、広東省深圳市中級人民裁判所は、アンチモンインゴットの無許可輸出に関与した 27 名に対し、有罪判決を言い渡した。案件全体では 166 トン超のアンチモンインゴットが海外へ密輸されており、主要の被告には懲役 12 年および罰金 100 万元が科された。裁判所によれば、被告らは輸出許可を取得しないままアンチモンを購入し、貨物の偽装や虚偽申告などの手法を用いて国外へ持ち出していた。中国の輸出管理違反に対し、重い刑事責任が追及された象徴的事例といえる。

②負極用亜鉛材料の無許可輸出（2025 年 12 月行政処分）

行政処分事例でも、当局の厳格な姿勢は明確である。2025 年 12 月には A 社が、総額約 172 万ドル相当の負極用亜鉛材料を必要な輸出許可を取得せずに輸出していたとして、365 万元の罰金処分を受けた。対象製品は亜鉛含有率 99.9%超、粒径 500 マイクロメートル未満の負極用亜鉛材料であり、中国輸出管理制度上の規制対象に該当していた。

③レアアース含有磁石の無許可輸出事件（2026 年 1 月行政処分）

日本向け輸出での処分事例では、2026 年 1 月に、B 社がジスプロシウム、ガドリニウム、テルビウ

ムを含む磁石を日本向けに無許可で輸出したとして処分を受けた。同社は、2025 年 4 月 22 日から 11 月 17 日までの期間に、C 社に委託して一般貿易方式により 5 件の輸出申告を行っており、このうち規制対象に該当する磁石は 13,600 個、申告総額は約 1 万 9116 元であった。税関は違法所得約 4,852 元の没収と 54 万元の罰金を科している。貨物価値に対して罰金額が大きく設定されている点は、レアアース関連品目に対する当局の重視度を象徴している。

これらのほかにも、違反事例は多く摘発されている。北京グローバル法律事務所パートナー・任清氏の分析によれば、全国の税関は 2026 年上半期だけで少なくとも 280 件に及ぶ輸出管理関連の行政処分の決定を公表している。その内訳は、デュアルユース（軍民両用）品目の違法輸出が 264 件（約 94%）、軍需品の違法輸出が 13 件、その他の輸出制限／禁止品目（「信頼できないエンティティ・リスト」掲載企業への輸出）に関するものが 1 件となっている。

264 件のデュアルユース品目の案件のうち、戦略的鉱物関連の案件は 155 件に達する。具体的には、レアアース関連が 77 件、グラフィート関連が 35 件、ビスマス関連が 16 件、ゲルマニウム関連が 12 件などであり、そのほかに化学品生産設備（反応釜・ポンプ・熱交換器など）、工作機械、規制化学物質、アルミニウム製品、ドローンなどに関する案件も多数含まれる。違反手法は、品目偽装、無申告、最終目的国の偽装、貨物への隠匿など多様であり、税関はこれらに対して継続的な摘発を行っている。

こうした動向から、中国では、重要鉱物をはじめとするデュアルユース品目の輸出管理が制度・運用の両面で着実に厳格化していることがわかる。これは、自動車用バッテリー、半導体、モーター、防衛関連など、重要素材を多く利用する産業のサプライチェーンリスクが高まっていることを意味する。輸出管理法の施行（2020 年）、両用品目輸出管理条例の整備（2024 年）に続き、戦略的鉱物のリスト追加が進むなかで、違反に対する法執行は今後も強化される公算が大きい。

米国の官民連携による重要鉱物備蓄・サプライチェーン構築

こうした中国の輸出管理強化に対し、米国政府は民間企業と連携し、中国外での重要鉱物サプライチェーンの形成を急いでいる。その象徴が 2026 年 2 月に発表された「プロジェクト・ヴォルト（Project Vault）」である。これは、米国輸出入銀行（Export-Import Bank of the United States：EXIM）による最大 100 億ドルの融資と 20 億ドルの民間資本を組み合わせた重要鉱物備蓄制度であり、備蓄により製造業などへの安定供給を図り、中国以外の供給源を育成することで、供給リスクの緩和を目的としている。

もっとも、コロンビア大学のグローバル・エネルギー政策センター（Center on Global Energy Policy：CGEP）の専門家からはいくつかの課題も指摘されている。第一に、短期的な備蓄構築には、依然として中国由来の加工材料への依存が残る可能性が高い点である。第二に、対象鉱物の優先順位付けが不可欠である点である。重要鉱物は数十種類に及び、Wood Mackenzie の推計では、米国の 60 日分の銅の供給コストだけで 49 億ドルかかり、これは Project Vault 全体の予算の約 40%に相当する。そのため、全品目を同水準で備蓄することは現実的ではない。第三に、加工品備蓄の難しさがある。原材料と異なり、化学品や磁石材料などの加工品は品質が劣化しやすいなどの追加的な課題を抱え

る。さらに、そもそも、現在、加工・精製済み材料を製造する中流・下流工程のサプライチェーンが十分に整備されていない。

つまり、米国における重要鉱物備蓄制度は、単独で完結する政策ではなく、鉱山開発から精製、部材製造、リサイクルに至る中流・下流工程の構築が不可欠となる。

同盟国との連携が加速

米国は、重要鉱物サプライチェーンの構築を、自国単独ではなく、同盟国との連携を通じて進めている。特に課題となる中流工程（精製・加工分野）において、日本、韓国、欧州企業との協力が活発化している。

韓国では、高麗亜鉛（Korea Zinc）が米国での大型製錬プロジェクトを推進している。本プロジェクトでは、亜鉛鉱山から、計 13 種の非鉄金属と半導体級硫酸を生産する。同社は、亜鉛や銅だけではなく、アンチモン、インジウム、ビスマス、ガリウム、ゲルマニウムなど複数の重要鉱物を回収・精製できる技術を有している。米国にとっては、単一プロジェクトで複数の戦略鉱物の供給能力を確保できる点が大きな魅力であり、韓国の製錬技術と米国の資源・市場・政策支援を組み合わせる、代表的な経済安全保障協力案件として位置付けられている。

日本では、三菱マテリアが英国系リサイクル企業 Exurban と共同で、米国インディアナ州における電子・電気スクラップ（E-waste）の二次製錬事業を進めている。また、レアアース分離技術を持つ米国企業 ReElement Technologies との協業の可能性も検討されている。

欧州企業との連携も進展している。2026 年には米国の USA Rare Earth がフランスのレアアース分離・精製企業 Carester への出資を発表した。Carester はフランスのラック（Lacq）で磁石リサイクルと重希土類分離施設、Caremag を建設しており、本提携は欧州の分離・精製技術と米国の磁石製造能力を結び付ける取り組みとして注目される。

このように、米国の現在のサプライチェーン再編は、同国の市場・政策支援、韓国の製錬技術、日本のリサイクル技術、欧州の分離・精製技術を組み合わせる形で進展している。今後の競争の焦点は、資源そのものの確保だけではなく、中流・下流工程の構築能力へと移りつつある。

おわりに

中国による輸出管理強化は、一時的な措置ではなく、国家安全保障と産業競争力を背景とする長期的な政策とみるべきである。実際に刑事罰や高額な行政処分が相次いでおり、中国で事業を展開する企業には、規制対象品目の判定や許可取得にとどまらず、最終需要者、最終用途、仕向地まで把握する実効的な輸出管理体制が求められている。

一方、米国を中心とする西側諸国は、中国への依存を低減するため、重要鉱物の備蓄に加え、精製、加工、部材製造、リサイクルといった、中流・下流工程への投資を進めている。重要鉱物を巡る政策の焦点は、鉱山権益や資源そのものの確保から、必要な素材や部材を安定的に供給できるサプラ

イチェーン全体の構築へと移りつつある。

中国による輸出規制の強化や、グローバルなサプライチェーン再構築といった変化は、日本企業に二つの対応を迫っている。

第一に、現地法人と日本本社の有機的な情報連携体制の構築である。中国における輸出規制の強化に対応するためには、中国の現地法人が把握した規制の運用状況や取引先に関する情報を日本本社に速やかに共有し、本社の法務、調達、営業、技術などの関係部門が連携して対応を判断できる体制を構築することが重要である。

第二に、中国および米国で進む新たな規制に対応するための社内体制の強化である。中国では輸出管理が厳格化する一方、米国をはじめとする各国では、中国由来品への依存の低減を目的とした規制や支援策が打ち出されている。こうした状況下では、自社の製品、技術、原材料、取引先が各国の制度変更によってどのような影響を受けるかを、サプライチェーン全体を通じて把握する必要がある。

日本企業にとって重要なのは、中国と西側諸国の双方で進む政策・規制の変化を踏まえ、中国拠点の役割や取引経路を見直し、輸出管理コンプライアンスの強化とサプライチェーンの多元化を一体的に進めることである。重要鉱物を巡る環境変化を個別の規制対応にとどめず、自社の供給網を再設計する契機として捉えることが、今後の事業継続性と競争力を左右するだろう。

<参考文献>

- ・「王武彬等六起走私国家禁止进出口的货物案一审宣判」（深圳市中级人民法院）
<https://mp.weixin.qq.com/s/HFIgl52bS4modgwuJc1K4A>
- ・「中华人民共和国北仑海关行政处罚决定书甬北关缉违字〔2025〕1310 号」（中华人民共和国宁波海关）
http://xian.customs.gov.cn/ningbo_customs/2025-12/24/article_2026060501175851708.html
- ・「中华人民共和国惠东海关对东莞山口实业有限公司行政处罚结果公示」（中华人民共和国深圳海关）
http://guangzhou.customs.gov.cn/shenzhen_customs/2026-01/19/article_2026060506191498349.html
- ・「2026 年上半年中国出口管制行政处罚案件综述及合规启示（上）」（贸法通）
<https://www.ctils.com/articles/27153>
- ・“Project Vault: Big Ambitions for Critical Minerals Stockpiling Face Tensions in Execution - Center on Global Energy Policy at Columbia University SIPA” , CGEP
<https://www.energypolicy.columbia.edu/project-vault-big-ambitions-for-critical-minerals-stockpiling-face-tensions-in-execution/>
- ・“Korea Zinc Partners with the U.S. Department of War and U.S. Department of Commerce to Build a State-of-the-Art Critical Minerals Smelter in the United States with \$6.6 Billion of Capital Expenditures Total investment of \$7.4 billion including working capital and financing costs” , KoreaZinc
<https://www.koreazinc.co.kr/en/korea-zinc-partners-with-the-u-s-department-of-war-and-u-s-department-of-commerce-to-build-a-state-of-the-art-critical-minerals-smelter-in-the-united-states-with-6-6-billion-of-capital-expenditures/>
- ・“Mitsubishi Materials Corporation and Exurban Join Forces” , Mitsubishi Materials Corporation
<https://www.mmc.co.jp/corporate/en/news/2023/news20230329.html>

- ・「ReElement Technologies Corp.の株式取得、および日米協業の覚書締結に関するお知らせ」（三菱マテリアル）

<https://www.mmc.co.jp/corporate/ja/news/press/2026/26-0331a.html>

- ・“USA Rare Earth Enters Definitive Agreements for Strategic Investment in Carester, Strengthening its European Rare Earth Partnership” , USA Rare Earth（2026 年 7 月 23 日付）

<https://investors.usare.com/news-releases/news-release-details/usa-rare-earth-enters-definitive-agreements-strategic-investment>

（執筆者連絡先）

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: risa-sugihara@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>

中国で加速するサービスロボットの社会実装

株式会社三菱総合研究所
先進技術センター
主席研究員 松本昌昭

ロボットの性能向上だけでは、社会実装は進まない

生成 AI（生成型人工知能）の発展を背景に、AI が現実世界を認識・判断し、ロボットなどを通じて働きかける「フィジカル AI」への関心が高まっている。従来のロボットは、工場など、環境や作業内容をあらかじめ設定しやすい場所での利用が中心であった。一方、AI による認識・判断能力の向上により、清掃、警備、介護、点検、接客など、人が状況を見ながら対応してきたサービス領域にもロボットの活用が広がりつつある。

ただし、ロボットの性能が向上すれば、そのまま社会実装が進むわけではない。サービスの現場では、施設や業務ごとに環境が異なるため、ロボットの選定、現場に合わせた設定、既存システムとの連携が必要になる。さらに、導入後の運用、トラブルへの対応、保守、ソフトウェア更新なども欠かせない。特にロボットの専門人材を持たない企業にとって、こうした一連の業務を自ら担うことは容易ではない。

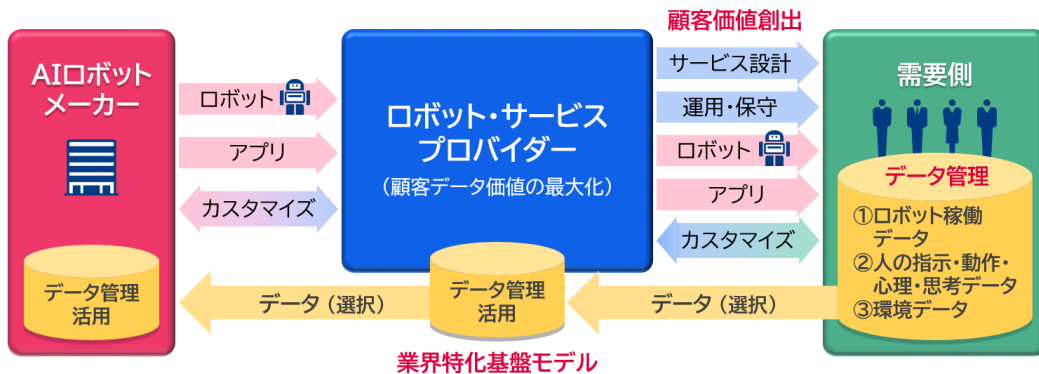
こうした課題を踏まえ、三菱総合研究所では、ロボットメーカーとユーザーの間に入り、機種選定から導入、運用、保守までを継続的に支援する主体を「ロボット・サービスプロバイダー（RSP）」として提唱^{注1}してきた（図表 1）。ここで重要なのは、ロボットを普及させるために「ロボットを作る企業」と「ロボットを使う企業」の間をつなぎ、現場で継続的に使える状態を維持する機能が必要になるという点である。

注1 サービスロボット実装のカギを握る「ロボット・サービスプロバイダー」

<https://www.mri.co.jp/knowledge/column/20260528.html>

この「実装」という視点から見ると、フィジカル AI・ロボティクスの産業化が急速に進む中国は、非常に興味深い産業動向を示している。

【図表 1】ロボット・サービスプロバイダーの役割



出所：三菱総合研究所 2026 年 05 月 28 日 先進技術センター 氏丸智彰、中村裕彦『サービスロボット実装のカギを握る「ロボット・サービスプロバイダー」 フィジカル AI 時代の日本の AI ロボティクス戦略 (5)』図表 4

<https://www.mri.co.jp/knowledge/column/20260528.html>

「開発」から「量産・実装」へと進む中国

中国では、フィジカル AI（現実世界の状況を認識・理解し、ロボットなどを通じて自律的に判断・行動する技術）に相当する「具身知能（Embodied Intelligence）」が、国家レベルの重点領域となっている。2026 年から始まった第 15 次五カ年計画では、具身知能が量子技術、バイオ製造、水素エネルギーと核融合エネルギー、ブレインマシンインターフェース（BMI）、第 6 世代移動通信システムなどとともに、今後の成長を担う「未来産業」として位置付けられている。また、新技術・新製品・新たな利用シーンの大規模な実証を進め、産業の規模化を図る方向も示されている。

産業側でも、開発企業の裾野が急速に広がっている。中国工業情報化部によれば、2025 年には人型ロボットを製造する国内企業が 140 社を超え、330 モデルを超える人型ロボット製品が発表^{注 2}された。業界では 2025 年を「人型ロボットの量産元年」と見ており、利用も「舞台や競技場」から「家庭や工場」へと移行しつつある。

注 2 中国工業情報化部プレスリリース 2026 年 1 月 21 日、

https://www.miit.gov.cn/xwfb/bldhd/art/2026/art_4ba01aa6d2f54ced8ba3490ea4fb52c4.html

つまり、中国は国家戦略に民間企業が連動し、高速でロボットの量産・産業化を推進している。中国の特徴として、ハードウェアの低コスト化とサプライチェーンを重視する「垂直統合と量産」と、データ活用では「実世界データの大規模収集」が挙げられる。

こうした動きは、研究開発だけでなく、標準化にも及んでいる。2025 年 12 月には、工業情報化部の下に「人型ロボット・具身知能標準化技術委員会」が設置^{注 3}された。同委員会は、基礎共通、基幹技術、部品・コンポーネント、完成機・システム、応用、安全まで幅広い領域について業界標準の制定・改定を担う。工業情報化部は、この標準化を人型ロボット・具身知能の技術成熟と実用化を推進するための重要な措置と位置付けている。

注 3 中国工業情報化部プレスリリース 2025 年 12 月 27 日、

https://www.miit.gov.cn/xwfb/bldhd/art/2025/art_25c6077c819d4a77aa7a900a82bbde45.html

こうした動きを踏まえると、中国では、「技術を完成させてから使う」のではなく、「開発→量産→現場導入→データ取得→改良」を高速で回しながら産業を形成するアプローチが強まっていると見ることができる。

中国製ロボットは「工場」から「医療・生活・次世代領域」へ

中国のロボット産業の広がりを最も端的に示すのが、海外市場への展開である。2026 年 7 月 14 日の国務院新聞弁公室の記者会見^{注 4}によれば、中国のロボット輸出に関して、産業用ロボット、手術用ロボット、清掃用ロボット、智能仿生ロボット^{注 5}という複数の領域に分けて説明がなされた。まず、製造現場を支えてきた産業用ロボットでは、2025 年に中国の輸出規模が初めて輸入を上回り、中国が産業用ロボットの純輸出国となった。2026 年上半期の輸出額は 62.9 億元、前年同期比 18.6% 増で、141 カ国・地域に輸出されている。

注 4 国務院新聞弁公室記者会見 2026 年 7 月 14 日、

http://big5.www.gov.cn/gate/big5/www.gov.cn/lianbo/fabu/202607/content_7075392.htm

注 5 智能仿生ロボットとは、人や動物の形態・動作を模倣し、AI などを活用して周囲の環境を認識しながら動作するロボットを指す。中国税関上の分類では、人型ロボット、犬型ロボット、魚型ロボット、鳥型ロボットなどが含まれる。

医療分野でも海外展開が進んでいる。手術用ロボットの 2026 年上半期の輸出額は 4.8 億元となり、前年同期から 3.3 倍増加した。輸出市場も前年同期の 23 カ国・地域から 49 カ国・地域へと拡大している。

また、注目されるのが、生活・サービス領域と次世代ロボットである。2026 年上半期の清掃用ロボットと智能仿生ロボットの輸出額は合計 180.9 億元に達した。個別の輸出額を確認できる 2026 年第 1 四半期データ^{注 6}では、清掃用ロボットは 539 万台超、11.1 億ドル、智能仿生ロボットは 4,141 台、3,113.4 万ドルであった。台数では約 1,300 倍の差があり、現時点での中国のロボット輸出を牽引しているのは、人型ロボットではなく、すでに市場が形成されている清掃用ロボットであることが分かる。

注 6 中国機電製品輸出入商会業界ニュース 2026 年 5 月 6 日、

[https://www.cccme.org.cn/model5-](https://www.cccme.org.cn/model5-1/news/details.aspx?id=05362A77CB64B59EE2F06FC0F3381EB1&classid=8EC500AABCB69BD3)

[1/news/details.aspx?id=05362A77CB64B59EE2F06FC0F3381EB1&classid=8EC500AABCB69BD3](https://www.cccme.org.cn/model5-1/news/details.aspx?id=05362A77CB64B59EE2F06FC0F3381EB1&classid=8EC500AABCB69BD3)

さらに、2026 年 1～5 月の中国のロボット輸出は 1,037.7 万台、199.9 億元に達し、そのうち清掃用ロボットは 140 億元で 7 割超を占め、150 を超える国・地域が輸出先となっている^{注 7}。

注 7 CCTV ニュース 2026 年 7 月 5 日、

<https://big5.cctv.com/gate/big5/news.cctv.cn/2026/07/05/ARTIXMOyoUqaHcCcyzuAKh7b260705.shtml>

ここで重要なのは、「中国＝人型ロボット」という捉え方だけでは、中国のロボット産業の実態を十分に説明できないことである。産業用ロボットを基盤として、清掃などの生活・サービス領域、手術という高度な専門領域、そして人型・犬型などの次世代ロボットへと、産業の対象が横方向に広がっている（図表 2）。

【図表 2】中国製ロボットの海外展開―「製造」から「サービス・次世代」へ

分野	輸出実績(2026 年上半期)	中国市場を見るポイント
産業用ロボット	62.9 億元	2025 年に純輸出国へ
手術用ロボット	4.8 億元	前年同期から 3.3 倍増、49 カ国・地域
清掃用ロボット	合計 180.9 億元	ロボット輸出額の最大勢力
智能仿生ロボット	(注:2026 年 1～5 月の清掃用ロボットの輸出は 140 億元で、全体の 7 割超)	人型・犬型など、90 カ国・地域を超える

出所：国務院新聞弁公室記者会見、中国機電製品輸出入商会業界ニュース、CCTV ニュースなどに基づき三菱総合研究所作成

中国のロボット産業を見る視点

中国では、前述したように、産業用ロボットからさまざまなサービスロボットまで、幅広い開発が行われている。この状況を踏まえると、中国に拠点を持つ日本企業にとって、話題性の高い新型ロボットだけでなく、「どのようなロボットが実際の現場で使われ始めているのか」「どのような用途で市場が形成されているのか」「それを支える企業やサービスがどのように形成されているのか」を見ることが重要になる。

これは、冒頭で述べた RSP の問題意識ともつながる。すなわち、ロボットの供給量が増え、性能向上や低価格化が進んだとしても、それだけでは普及にはつながらず、ユーザーの業務に合わせてロボットを選定・導入し、継続的な運用・保守までを支える機能が不可欠という問題意識である。中国では、ロボットの大量導入が進み、RaaS (Robot as a Service) やクラウドによるフリート管理、遠隔監視・保守などのサービスも成長している。その結果、これらの機能を横断的に束ね、ロボットの導入から運用までを継続的に支える RSP 的な事業者も現れ、その市場が立ち上がりつつある。例えば AIROBO^{注 8} は、複数メーカーのロボットを共通のプラットフォームに接続し、統一的な管理・タスク配分・運用を行う仕組みを構築している。

注 8 AIROBO ニュース、
<https://www.airobo.run/2026/08/28/airobo-news-29a80f57cb83/>

ロボット産業の成長を考える際には、ロボットそのものだけでなく、「ロボットを現場で使える状態にする仕組み」まで含めて見る必要がある。中国で急速に進む量産・輸出も含め、今後どのような社会実装やサービス市場の形成につながるのかは、引き続き注視すべきポイントである。

おわりに

中国のロボット産業は、すでに「ロボットを作れるか」を競うだけの段階ではなくなりつつある。国家戦略の下で多数の企業が参入し、標準化と量産を進めている。加えて、産業用ロボットでは純輸出国となり、清掃用ロボットは世界市場へ大量に供給されている。さらに、手術用ロボットや人型・犬型などのロボットも海外市場への展開が始まっている。特に注目すべきなのは、中国のロボット産業が「工場」だけにとどまらず、「生活・サービス」「医療」から汎用の「フィジカル AI」へと面的に広がっていることである。

今後、中国のフィジカル AI・ロボティクスを読み解く際には、人型ロボットの性能や価格だけを追うのでは十分とはいえない。どのロボットが実際に市場を獲得しているのか、どのような現場で利用されているのか、そして、その導入・運用をどのような企業や仕組みが支えているのかまで見る必要がある。こうした変化は、中国拠点で活用できる技術を見極め、中国企業との連携可能性や、自社の技術・サービスを生かせる新たな事業機会を探る上でも重要である。

「どのようなロボットが登場したか」から、「どのようなロボットが、どこで、どのように使われ始めているか」へ。中国のロボット産業を見る視点も、技術開発から社会実装へと広げていく必要がある。

(執筆者連絡先)

株式会社三菱総合研究所 松本 昌昭

E-mail: matsumot@mri.co.jp ホームページ: <https://www.mri.co.jp>

中国本土から香港に向けた配当金にかかる源泉税の優遇措置

フェアコンサルティング香港

総経理／日本国公認会計士

山口 和貴

フェアコンサルティング上海

総経理／日本国公認会計士

栗村 英資

1. 制度概要

中国本土の法人が香港法人へ配当を支払う場合、中国本土の企業所得税法上、非居住者企業に対する配当には、原則として 10%の源泉税が課されます。一方、中国本土と香港の租税協定^{注1}では、香港法人が配当の受益所有者に該当し、かつ、配当受領前連続 12 カ月以内のいずれの時点においても、配当支払法人の資本の 25%以上を直接保有しているなどの要件を満たす場合、源泉税率を 5%に軽減できる可能性があります。中国本土の孫会社から香港の子会社を経由して利益を還流するグループでは、配当額が大きいほど税率差の影響も大きくなるため、配当決議前の段階で適用可否を確認しておくことが重要です。

注1 出所：《内地和香港特别行政区关于对所得避免双重征税和防止偷漏税的安排》（内地・香港租税協定）第十条（股息条項）

https://guangdong.chinatax.gov.cn/gdsw/ssfwyga_zcwj/2019-11/21/content_e5693b0352774f818eba90cec31cf53c.shtml

もっとも、軽減税率は、形式的な出資比率のみで自動的に認められるものではありません。中国本土の税務当局は、国家税務総局公告 2018 年第 9 号^{注2}等に基づき、香港法人が配当を自己のために受領し、使用・処分する実質的な権利を有しているかを確認します。判断にあたっては、香港における事業目的、取締役会や意思決定の実態、従業員・事務所・管理機能の有無、資金の保有期間、受領配当を短期間で第三者へ再支払いする義務の有無などが総合的に検討されます。したがって、単なる導管会社とみなされないよう、香港法人の機能・リスク・意思決定の実態を説明できる資料を平時から整備しておくことが望まれます。

注2 出所：国家税务总局公告 2018 年第 9 号「国家税务总局关于税收协定中"受益所有人"有关问题的公告」（2018 年 2 月 3 日公布、同年 4 月 1 日施行） <https://www.shui5.cn/article/26/118400.html>

実務上は、香港税務局が発行する居住者証明書（Certificate of Resident Status）^{注3}、会社設立証明書、商業登記証、監査報告書、税務申告書、従業員の強制退職積立金（Mandatory Provident Fund：MPF）加入記録、オフィス賃貸契約、董事会議事録、銀行口座明細、組織図、中国本土側の配当決議書・財務諸表等の提出を求められることがあります。必要資料は、地域、担当官、送金銀行の運用によって異なるため、税務局および銀行に事前確認を行い、提出書類、翻訳・認証の要否、想定スケジュールを整理しておくことが有用です。

注3 出所：香港税務局ウェブサイト「居住者証明書」 https://www.ird.gov.hk/chi/tax/dta_cor.htm

2. 香港居住者証明書の取得手続

香港法人が租税協定上の優遇を申請する場合、通常、香港税務局に Form IR1313A を提出し、香港居住者であることの証明を取得します。申請は、eTAX の Business Tax Portal または Tax Representative Portal からオンラインで行うほか、郵送・窓口での提出も可能です。申請書には、対象年度、所得の種類、条約相手先、配当支払会社、持株比率、香港での事業・管理実態等を記載します。不備がなければ、通常、21 営業日以内に証明書が発行されます。中国本土向けの証明書は、発行対象年度およびその後 2 暦年の計 3 年間、居住者性の証明として使用できます。ただし、同証明書は 5% 税率の自動承認を意味するものではなく、最終的な適用可否は中国本土側の税務当局が判断します。

3. 事例分析

【表 香港法人に対する上海と深圳における税務当局の対応事例】

項目	上海事例	深圳事例
香港法人の状況	オフィス：あり 従業員：20 名（MPF 加入） 売上：約 100,000,000 香港ドル 居住取締役：あり	オフィス：あり 従業員：2 名（MPF 加入） 売上：約 12,000,000 香港ドル 居住取締役：なし
配当額	10,000,000 人民元	1,000,000 人民元
税務当局の対応	資料提出を 3 回実施し、5% で完了	資料提出後、10% への変更要請を受け、追加納付
示唆	香港側の実体説明には一定の従業員数および会社規模が必要	従業員数が少なく、会社規模が小さい場合は、否認リスクがある

出所：執筆者作成

上記のとおり、同じ香港法人を経由する配当であっても、香港側の事業規模、人的配置、意思決定体制等によって、税務当局の判断は異なり得ます。上海事例では、香港法人に一定の事業実体があり、資料提出を通じて配当受領の合理性を説明できたことが、5% 税率の適用に有利に働いたと考えられます。他方、深圳事例では、従業員数や事業規模が比較的小規模であったことに加え、香港法人に常駐する取締役がいなかったことから、香港における管理・意思決定の実態が乏しいと判断された可能性があります。したがって、事例を検討する際には、形式的な保有関係にとどまらず、香港法人がグループ内で担う機能、意思決定の所在、配当後の資金使途まで整理しておくことが重要です。

4. 実務上の留意点

5% 税率の適用を検討する場合、配当実施前に、香港法人の居住者証明書、受益所有者性を説明する資料、配当原資・出資関係・決議関係資料、送金銀行が求める書類を一式、準備しておくことが望まれます。特に、中国本土からの対外送金額が 5 万米ドルを超える場合は、税務届出や銀行審査の要否、提出タイミングにも留意が必要です ^{注4}。

税務局から追加説明を求められた場合、回答に時間を要すると、配当の送金日程に影響する可能性があります。したがって、税率差による経済効果だけでなく、社内決裁、資料作成、専門家確認、銀行手続に要する期間を含め、実行スケジュールを逆算して検討することが重要です。なお、適用後も税務当局から後日確認を受ける可能性があるため、申請資料および判断過程を保存しておく必要があります。

注 4 出所：国家税务总局・国家外汇管理局公告 2013 年第 40 号「关于服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题的公告」（国家税务总局公告 2018 年第 31 号等により一部改正）

<http://m.safe.gov.cn/safe/2013/0724/5435.html>

（執筆者連絡先）

フェアコンサルティング 香港 (Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心16樓1629A-30室

Suites 1629A-30, 16th Floor, Ocean Centre, Harbour City, Kowloon, Hong Kong

Tel : +852-2156-9698

担当者：山口 和貴 E-mail: ka.yamaguchi@faircongrp.com

フェアコンサルティング 上海 (Fair Consulting (Shanghai) Co., Ltd.)

上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店（上海）601 室

Room No.601, Okura Garden Hotel Shanghai, 58 Mao Ming Road(S.), Shanghai 200020 China

Tel : +86-21-5465-2998

担当者：栗村 英資 E-mail: hi.awamura@faircongrp.com

2026 年上半期の実質成長率は+4.7%、下半期も巡航速度を維持か

公益財団法人 国際通貨研究所

開発経済調査部

上席研究員 梅原直樹

中国国家統計局が 2026 年 7 月に発表した 2026 年 4-6 月期の実質国内総生産（GDP）成長率（速報値）は前年同期比+4.3%と、同年 1-3 月期の同+5.0%から減速し、政府成長率目標の 4.5~5.0%を下回る結果となった。2026 年上半期では、前年同期比+4.7%と目標の範囲内に収まっている（図表 1）。政府による成長率目標は、2025 年は前年比+5.0%前後で 2026 年 1 月公表の速報ベースで+5.0%と目標に綺麗に一致して着地した。2026 年は目標が 0.5 ポイント引き下げられ、上半期、特に 4-6 月期の動向を踏まえると、7-12 月期は成長をやや加速させる必要がある。名目 GDP を見ると、2026 年 4-6 月期は前年同期比+5.9%と、3 四半期連続で加速した。デフレーターは 2026 年 4-6 月期には前年同期比+1.5%のプラスに転じ、同年 1-6 月で見ても同+0.7%となっている。もちろん、これをもって中国経済がデフレから脱却したとの議論をするのは時期尚早であろう。物価上昇はインフレ情勢等に起因するエネルギーおよび石油製品価格の上昇が招いたコストプッシュ型である可能性があり、今後の物価動向を含めてしっかりと見ていく必要がある。

次に、実質成長率を需要項目別に見ると、2026 年 1-6 月期は最終消費が前年同期比+2.2%と前年上半期の同+2.7%から減速、純輸出も同+1.9%から同+0.8%に減速したが、総資本形成は同+1.7%と前年上半期の同+0.8%から加速した。これは 2026 年が、第 15 次 5 カ年計画の初年度に当たることから、政府が公共投資の拡大に動いた結果と見られる。中国経済は最終消費が漸減中であり、需要不足の中で成長率には減速圧力が続くと見られる。政府はハイテク製造業・戦略的新興産業や、グリーン・低炭素産業、デジタル・ネットワーク経済、伝統産業のデジタル変革等、新しい成長原動力を追求しており、マクロ経済は総じて停滞気味ながら、新たな経済成長の機会を捉えるべく、積極姿勢を強めている。

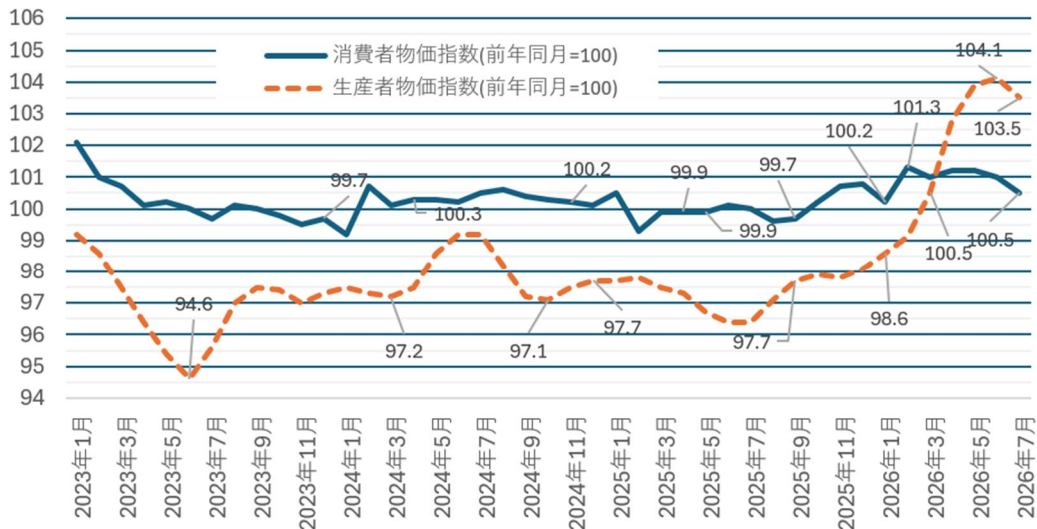
【図表 1 実質 GDP 成長率、需要項目別寄与度、GDP デフレーター（前年比、前年同期比%）】

	2023年	2024年	2025年						2026年		
				Q1	Q2	上半期	Q3	Q4	Q1	Q2	上半期
実質GDP成長率	5.4	5.0	5.0	5.4	5.2	5.3	4.8	4.5	5.0	4.3	4.7
最終消費	4.6	2.4	2.6	2.7	2.7	2.7	2.6	2.4	2.3	1.9	2.2
総資本形成	1.4	1.1	0.8	0.3	1.3	0.8	0.8	0.7	1.9	1.5	1.7
純輸出	▲ 0.6	1.5	1.6	2.4	1.3	1.9	1.4	1.4	0.8	0.9	0.8
名目GDP成長率	4.9	4.2	4.0	4.6	3.9	4.2	3.7	4.0	4.9	5.9	5.4
(参考) デフレーター	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.8	▲ 1.3	▲ 1.0	▲ 1.1	▲ 0.5	▲ 0.1	1.5	0.7

（出所）国家統計局発表データより国際通貨研究所作成

物価については、消費者物価指数（CPI）は、2025 年 10 月に前年同月比プラスに転じ、2026 年 7 月までプラス圏を維持している（図表 2）。生産者物価指数（PPI）は、2026 年 3 月に 2022 年 10 月以来、初めてプラス圏に浮上した。これはエネルギーや石油製品等の価格変動によるものなのか、「内巻」（体力消耗を伴う値下げ競争や過当競争）を抑制するための政策効果によるものなのか、今後の検証を要する。

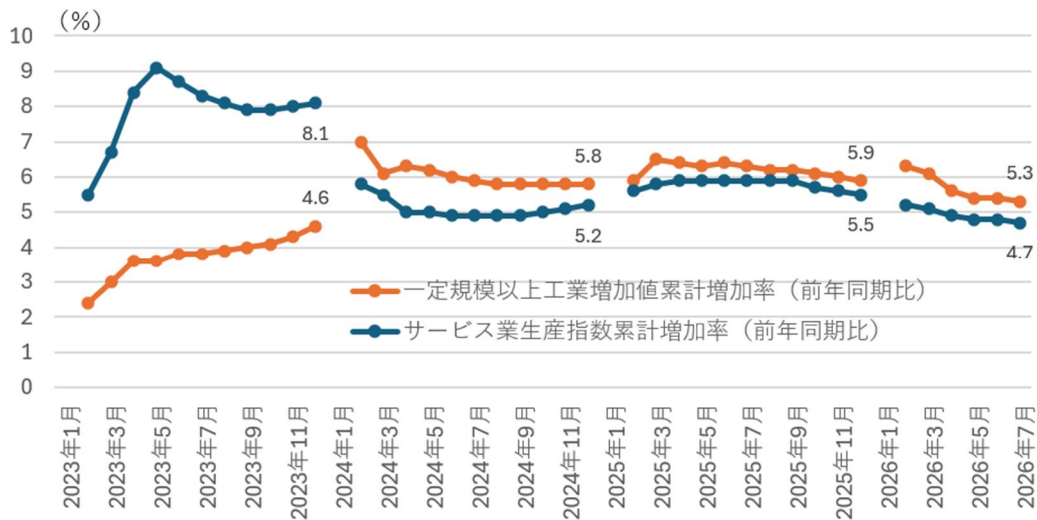
【図表 2 CPI・PPI の推移】



（出所）国家統計局データより国際通貨研究所作成

工業生産は 2026 年の 1-7 月累計で前年同期比+5.3%とまずまずであり、サービス業も同+4.7%と悪くはない（図表 3）。なお、国家統計局の 2026 年 7 月 27 日の発表によれば、2026 年 1-6 月の全国一定規模以上の工業企業の利益は、前年同期比+18.7%と好調に推移している。2025 年 1-6 月は同-1.8%、2024 年 1-6 月は同+3.5%、2023 年 1-6 月は同-16.8%だったことと比べ、2026 年に入り、AI 関連の電子産業などの大企業・中堅企業が好業績を収めていると見られる。

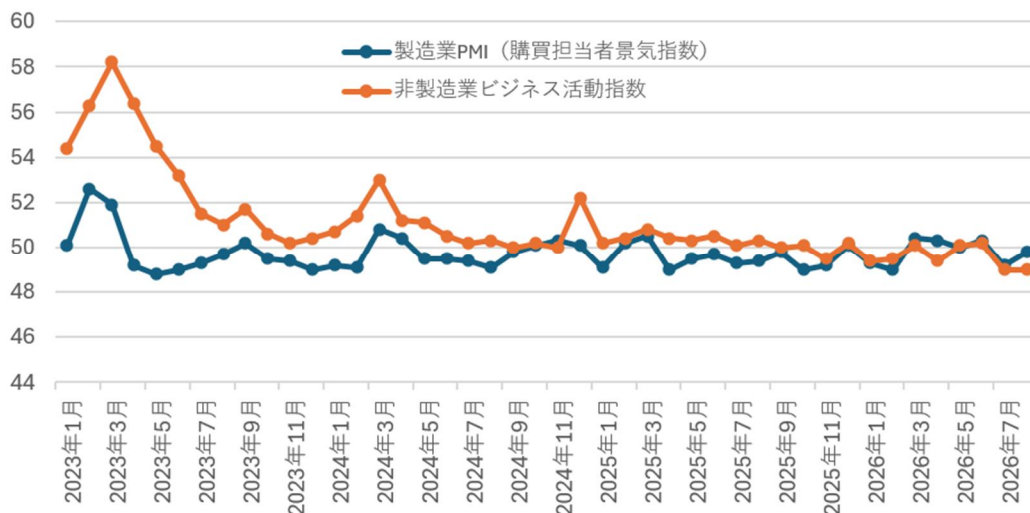
【図表 3 工業生産増加値、サービス業指数（1 月から累計の前年同期比）】



（出所）国家統計局データより国際通貨研究所作成

他方、製造業購買担当者景気指数（PMI）を見ると、必ずしも先に述べたような大企業の好業績と整合的な動きは見せておらず、景気の拡大・縮小の節目となる 50 近辺で推移している（図表 4）。株価も特に際立って上昇しているわけではない。このような不整合が生じている理由については、今後も統計の中身等、各種情報収集を通じて原因を明らかにしていく必要があると思われる。

【図表 4 PMI、非製造業ビジネス活動指数】

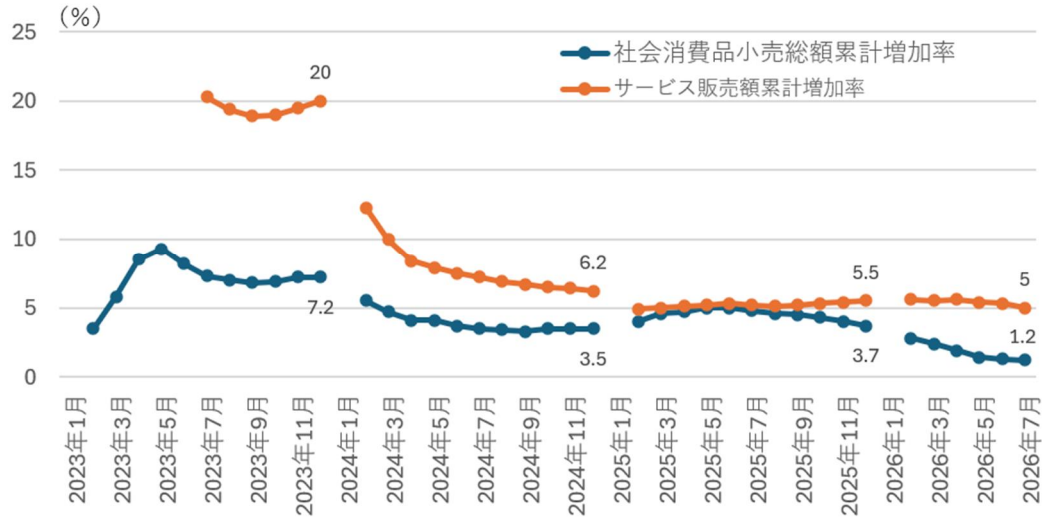


（注）50 が景気の拡大・縮小の節目

（出所）国家統計局発表データより国際通貨研究所作成

消費については、物の消費が低迷しており、2026 年 1-7 月は前年同期比+1.2%にとどまり、内需の弱さの継続が見て取れる（図表 5）。なお、サービスについては同年 1-7 月で同+5.0%と、まずまずの伸びとなっている。

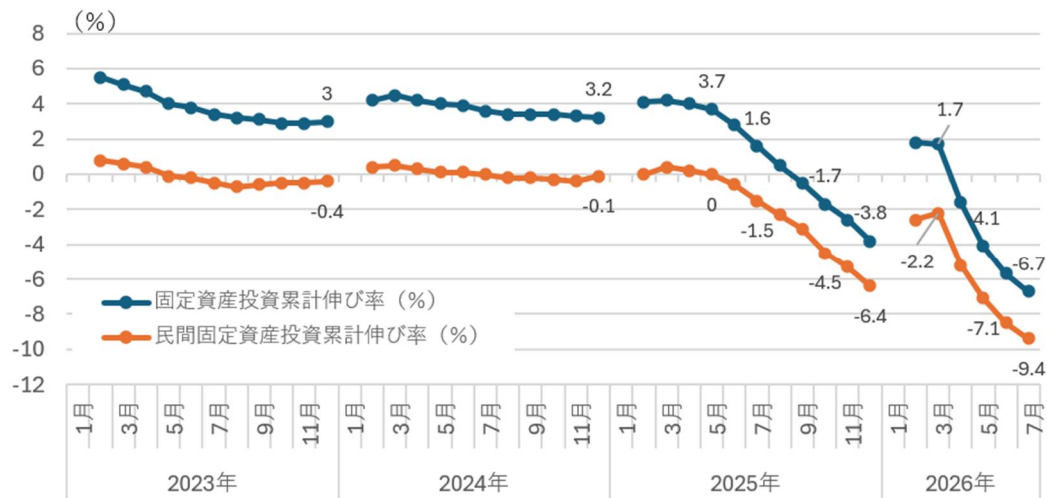
【図表 5 社会消費品小売総額増加率、サービス販売額増加率（1 月から累計の前年同期比）】



（注）サービス販売額は 2023 年 7 月より公表が開始された比較的新しい統計
（出所）国家统计局発表データより国際通貨研究所作成

投資に関しては、固定資産投資は 2025 年の下半期に顕著に減速したが、2026 年は 7 月時点で、2025 年以上に悪化が見られる（図表 6）。

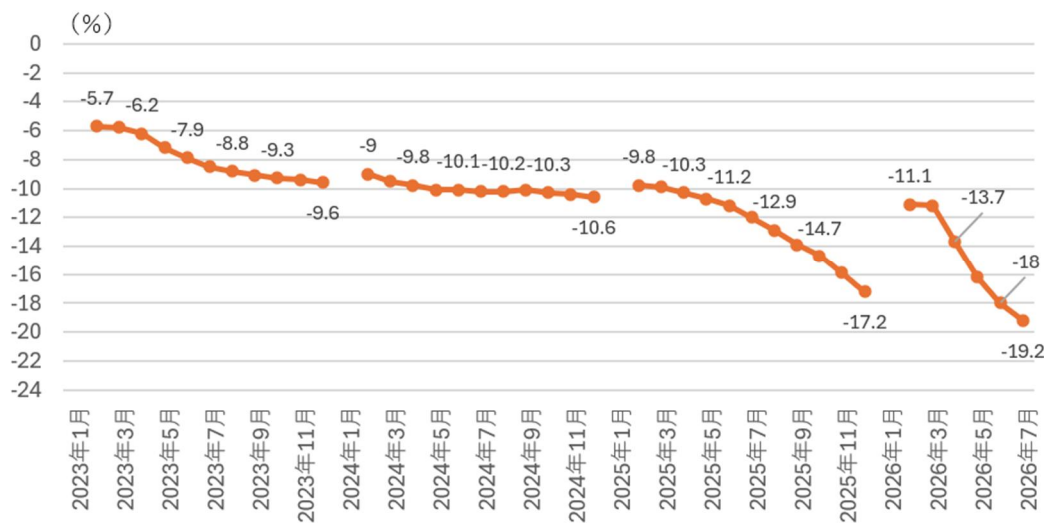
【図表 6 固定資産投資の推移（1 月から累計の前年同期比）】



（出所）国家统计局データより国際通貨研究所作成

不動産投資も固定資産投資同様、前年比マイナスが続いている。2026 年 1-7 月は前年同期比-19.2%という状況である（図表 7）。そうした中、2026 年 8 月 28 日に中国人民銀行と国家金融監督管理総局は「不動産信用管理の改革・改善および不動産発展の新モデル構築の加速推進に関する意見」を公布し、それと同時に住宅都市農村建設部・自然資源部・国家金融監督管理総局が連名で「商品住宅販売制度の改善に関する通知」を公布している。本稿では詳述しないが、これは 2020 年秋に不動産デベロッパーへの融資規制を導入して以来の、社会に対して大きな影響を及ぼす可能性があるといえよう。もちろん、これによってただちに中国の不動産投資が健全化することにはならないと考えられるが、それでも、今後、相応の時間をかけて消費者の不動産市場に対する信用が回復していくことが期待される。

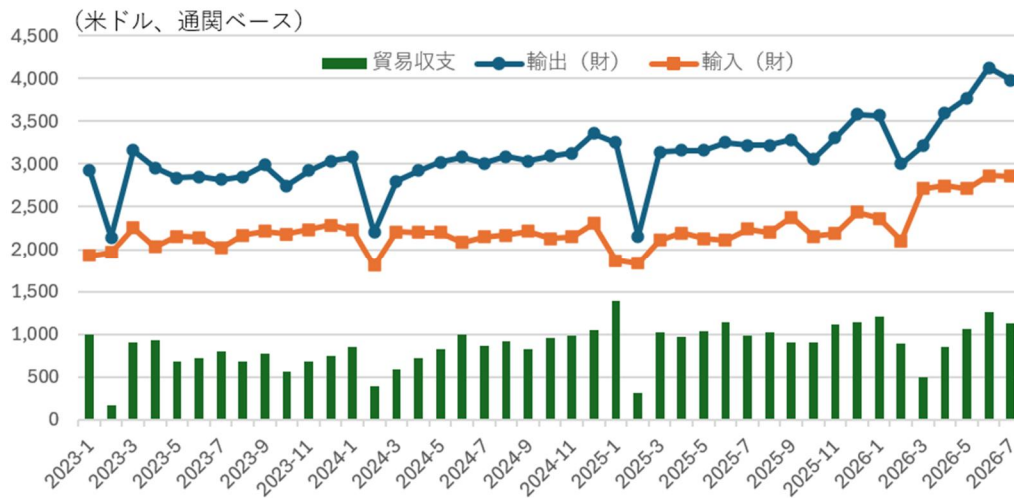
【図表 7 不動産投資動向】



（出所）国家統計局データより国際通貨研究所作成

対外貿易については、内需の弱さを反映してか、輸入はやや鈍い伸びとなっているが、輸出は好調を維持している（図表 8）。貿易黒字は 2025 年には約 1.2 兆米ドルとなり、中国が今でも「世界の工場」であり続けていることを示しているが、これは中国国内の過当競争や過剰生産能力の問題とも絡み、中国のダンピング輸出の問題として、諸外国の警戒を招いている。今後も、こうした貿易・投資の摩擦や不均衡の管理は、世界経済における重要課題になると考えられる。

【図表 8 財の貿易の推移】



(注) 通関ベース

(出所) LSEG Datastream より国際通貨研究所作成

2026 年は第 15 次 5 カ年計画の初年度である。そして、同年 10 月の第 20 期中央委員会第 5 回全体会議（5 中全会）は、2027 年秋に開かれる予定の中国共産党第 21 回全国代表大会（党大会）に向けて、政治的に極めて重要な節目となる。既述の通り、2026 年 8 月に打ち出された不動産に関する重要規定が、今後、中国の不動産市場および社会・経済にどのような影響を与えるかは、注視する必要がある。

(2026 年 9 月 3 日現在)

(執筆者連絡先)

公益財団法人 国際通貨研究所

梅原直樹

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

E-mail: admin@iima.or.jp ホームページ: <https://www.iima.or.jp>

コスト削減・効率化施策の下での、中国の日系企業における不正事例の
解析 ― 経費不正を中心に

Grant Thornton 致同会計事務所

日本事業部

パートナー 汪屹

ディレクター 薛冰

シニアマネージャー 陳思灿

本稿は、前回の記事『MUFG BK 中国月報 (2026 年 6・7 月号)』で紹介した、中国の日系企業における不正事例の第 2 弾である。今回は経費不正に焦点を当て、過去に調査した日系製造業における高額経費不正事件を詳解し、調査の全容、不正の手口、そして不正を生み出した背景要因を、現場のプロフェッショナルの視点から徹底的に解き明かしていく。

1. 事件の背景

当該会社（以下「A 社」）は、中国での事業展開が 25 年を超える日系自動車部品メーカーで、従業員数は約 1,200 名である。複数の日系完成車メーカーに Tier1 サプライヤーとして部品を供給してきた。しかし、2021 年以降、得意先である下流の完成車メーカーからの値下げ要請に加え、鋼材や樹脂原料価格の高騰、さらには一部受注の東南アジアへのシフトなど、複合的な逆風が吹き荒れた結果、売上総利益率はかつて（ピーク時）の 22%から 9%未満へと急落した。その結果、2 年連続の営業赤字に陥った。

この業績悪化を受け、日本本社は 2023 年初頭に「コスト革命」を発令し、中国工場に対し、2 年以内に製造費用で 30%、一般管理費で 20%の削減を求めた。A 社の経営陣は即座に以下の経費抑制策を打ち出した。

- 中堅以上の全管理職の出張において、飛行機でのビジネスクラス基準を廃止し、全従業員エコノミークラスに統一。宿泊基準も 30%引き下げ。
- 社内研修、外部コンサルティング、展示会出展など、緊急性の低い支出を凍結。
- 部門経費の承認権限を部門長から副総経理へ引き上げ、1 件あたり 5,000 元を超える経費支出について、総経理の直筆承認を必須化。
- 「ゼロベース予算」(Zero-Based Budgeting)を導入し、各部署の月次経費予算を前年比 20～40%削減。

上記の施策により、短期的には帳簿上の経費の削減が図られ、2023 年上半期の管理費用は前年同期比 18%減少した。しかし、2023 年の第 3 四半期以降、以下のような異常な兆候が相次いで顕在化した。

- あるプレス加工工場において、設備の修繕費が増加していた。プレス機 1 台あたりの年間修繕費は、以前と比べて約 70%上昇した。
- 社内研修は中止されたものの、外部に対する「技術指導料」や「現場管理コンサルティング料」といった名目での支出が頻繁に発生していた。また、1 件あたりの支出額は 4,800～4,900 元の範囲

に収まっており、総経理の決裁基準額（承認ライン）を下回っていた。

●金型開発部門の出張旅費精算書で、同一従業員が同一期間に、同一都市への往復交通費を重複して請求していた。かつ出張事由も不明確であった。

●年末の資産棚卸では、可搬型溶接ロボット、高精度測定器といった一部固定資産について、帳簿残高と実在が不一致であった。また、少なくとも 3 台の機器が所在不明であることが判明した。

2024 年初頭、A 社の日本本社は、中国の工場から匿名の告発状を受領した。告発状には、「製造部副部長の X 氏が外部の委託業者と共謀し、虚偽の修理、実態のないコンサルティング、架空の出張などを通じて、長期にわたって会社の資金を横領している」と記され、銀行の振込記録のものであるスクリーンショットの一部も添付されていた。

日本本社は、告発状の指摘内容が具体的であり、関与する金額が大きく、かつ一定の証拠資料もあったことから、当社を第三者の独立調査機関として任命し、A 社の製造・費用プロセスにわたる全面調査を行うよう依頼した。

2. 調査プロセス

フェーズ 1：初期調査とデータ収集

(1) 通報者との接触及び信頼性評価

当社は、匿名の告発状に記載されていたメールアドレスを通じて通報者と接触した。初期段階のやり取りにより、以下の点が確認された。

●通報者は A 社製造部門の現職従業員で、職位は現場班長である。製造部門での勤続は 8 年以上であり、部門内の運営や経費フローを熟知している。

●通報者によると、コスト削減施策の実施後、自身の業績連動賞与は約 35%減少した一方、製造部副部長である X 氏の私生活の水準が明らかに向上していることに気づいた（高級車への買い替え、SNS への海外旅行写真の頻繁な投稿など）。これに疑念を抱いた通報者は、ひそかに X 氏の動向を注視するようになった。

●通報者は、自らが取りまとめた不自然な経費の一覧表（日時、金額、摘要、承認者などの情報を含む）を提供する意向を示した。ただし、安全面への懸念から、原本の証憑書類の提供は当面見合わせ、氏名の公表も望まないとした。

当社は、報告された情報の信頼性が高いと判断し、正式な調査を開始することを決定した。

(2) 不正リスク領域の特定と重要関係者の絞り込み

当社は、A 社の内部監査部門及び財務部門と連携し、製造プロセスにおける「資金、物品、伝票」が集中する主要なフローポイントを洗い出し、以下の不正リスク領域を特定した。

【表 1：製造プロセスにおける不正リスク領域と検証ポイント】

経費類型	金額レンジ	承認権限	検証ポイント
設備修繕・メンテナンス外注	3,000～50,000 人民元／件	製造部副部長 → 総経理 (5,000 元超の場合)	修繕頻度、作業時間単価、部品交換量の検証が困難
外部委託加工費 (試作／返品補修)	5,000～30,000 人民元／ロット	製造部副部長	加工内容が非標準であり、検収基準が主観的
技術コンサルティング・研修サービス費	4,500～4,900 人民元／件	製造部副部長 (総経理承認不要)	サービス成果の定量的検証が困難
出張交通費	500～3,000 人民元／回	課長 → 製造部副部長	同一都市内出張、重複精算、架空の出張

出所：各種資料より筆者作成

上記の分析に基づき、当社は製造部副部長の X 氏、設備課課長の Y 氏、外注管理担当の Z 氏を重要調査対象者として特定した。同時に、A 社と頻繁に取引のある外部委託加工業者の B 社、C 社及びコンサルティングサービス業者の D 社も重点的に調査することとした。

(3) デジタル・フォレンジックによる電子データの証拠収集

当社は、A 社のコンプライアンス部門（法務）及び IT 部門の協力のもと、重要調査対象者の業務用パソコン・社用メール・内部システムの操作ログについて、イメージバックアップ（ミラーリング）による複製を行い、電子証拠の採取（デジタル・フォレンジック）を実施した。重点的に収集したデータは以下のとおりである。

- 直近 3 年分の経費精算書及びその添付書類（伝票、検収記録、見積比較表）
- 設備修繕台帳及び外注加工発注書
- サプライヤーの認定・登録及び決算に関する記録／文書
- 関係者間の内部通信記録（メール、WeChat、QQ などのチャットツールのローカルキャッシュデータを含む）

フェーズ 2：多角的なデジタル・フォレンジック調査

(1) 経費データ分析と異常検知

当社は、データ分析ツールを用いて A 社の 2022～2023 年の全経費支出を整理し、複数の異常検出パラメーター（警告基準）を設定して分析を行った結果、以下の顕著な異常が確認された。

●修繕費の異常な急増

2023 年、プレス工場 A ラインのプレス機 4 台にかかる修繕費総額は 87 万人民元（前年 2022 年は 51 万元）に達し、前年比 70.6%増加していた。その一方、同期間のライン生産量は 8%減少しており、費用と生産実績の乖離が顕著である。修繕指示書を作業単位で細分化して検証したところ、約 6 割の修繕工事が同一の外注業者 B 社により受注されていることが判明した。また、修繕内容の記述の多くは「油圧システム点検」「クラッチアッセンブリ交換」といった表面的な表記にとどまり、詳細な故障診断報告や、交換された旧部品写真などの根拠資料が整備されていない。

●コンサルティング費の小口分割化による不正計上

2023 年 7 月から 12 月にかけて発行されたすべてのコンサルティング費の伝票について、いずれも部門長の承認権限を下回る小口の金額に分割して申請されており、添付された検収書には製造部副部長 X 氏 1 人の署名のみが確認され、具体的な指導内容、日程記録、成果物などの裏付け資料が一切存在しなかった。

●出張旅費の異常な集中傾向

設備課課長 Y 氏は 2023 年第 3 四半期、「S 市にある仕入先での設備検収」を理由に計 7 回の往復交通費及び宿泊費を精算していた。しかし、A 社の車両出入り記録を照会したところ、これらの出張日とされる期間のほとんどにおいて、Y 氏は工場構内で勤怠打刻していたことが判明し、出張実態を確認できなかった。

●承認処理時間の異常

X 氏が承認担当した経費精算書の平均処理時間はわずか 2.1 時間であり、他の副部長の平均処理時間（3.8 日）を大幅に下回っている。また、X 氏の承認通過率は 99.2%に達しており、精算内容への疑義や資料補正指示はほぼ行われていなかった。

(2) 外注業者の背景調査と実地訪問

当社は、第三者の DD（デューデリジェンス）機関に委託し、B 社、C 社、D 社の工商登記情報に基づく実態調査を実施し、関係性の突き合わせを行った。

●B 社（設備修繕外注業者）は、登録資本金 100 万元、2019 年設立。工商登記上の住所はある住宅棟の一室で、営業範囲は「機械設備の修繕、技術コンサルティング」とされていた。実地調査の結果、当該住所は一般住宅であり、修繕設備や事務所としての痕跡は一切確認されなかった。さらに A 社の人事ファイルと照合したところ、B 社の法定代表者である P 氏は、X 氏の配偶者の弟（義弟）であることが判明した。

●C 社（外部委託加工業者）は、2020 年設立、工商登記上の住所は B 社と同一。背景調査の結果、C 社の監事である Q 氏の携帯電話番号は、A 社の内部アドレスブックに記載されている X 氏の緊急連絡先と完全に一致していることが判明した。

●D 社（コンサルティングサービス業者）は、2022 年設立、登録資本は 10 万元。伝票発行記録を検証したところ、2023 年以降、D 社はほぼ A 社に対してのみ伝票を発行しており、その他の取引実績は確認されなかった。

(3) デジタル・フォレンジックによるキーワード検索と通信記録分析

当社は、サプライヤーの名称、X 氏及びその親族の氏名、そして「リベート（割戻し）」「コミッション」「立替払い」「現金」「WeChat 送金」などのキーワードを注意深く用いて、収集・回復されたデータの検索・分析を実施した。その結果、以下の不正事実が確認された。

●X 氏の社用パソコンに「2023 往来」と名付けられた Excel ファイルが保存されており、B 社・C 社の法定代表者との間で交わされた、私的な送金記録が複数件含まれていた。送金額は 2 万元から 15 万元にまで及び、摘要欄には「コンサルティング費」「取引代金」などと記載されていた。

●X 氏は社用メールを通じ、D 社に対し「前回打ち合わせた金額で伝票を発行してください。検収

日付は『検収済み』にしてほしい。こちらの承認も早く進みますので」といった内容のメールを送信していた。

●X 氏のチャット履歴（キャッシュデータ）から、B 社の法定代表者である P 氏との間で、「今四半期の修繕費はそろそろ上限だから、5 万元以内に抑えておくように。本社に目をつけられないよう超過しないで」といった、不正な調整を示唆する内容が確認された。

●X 氏の個人パソコンには、高級レストラン、ホテル、ゴルフクラブなどの高額な消費を伴う施設の電子レシートが複数保存されていた。その一部の日付は、B 社・C 社から X 氏の個人口座への送金日と一致していることが確認された。

(4) 会計証憑の詳細審査

当社は、2023 年度における B 社・C 社・D 社に関連するすべての会計証憑、及び添付の原始伝票を取得・検証した。その結果、多数の支出に以下の不備が確認された。

●修繕指示書に対応する設備点検記録が存在せず、交換された部品の入在庫伝票も欠落していた。

●外注加工の検収書には X 氏の署名のみがあり、品質検査部門の検査報告書や、加工寸法の測定記録が存在しなかった。

●コンサルティング費に関連する複数の契約において、伝票の発行日が契約書の締結日より前になっているなど、日付の整合性が破綻しているケースが確認された。また、他の契約においても同様の事例が確認された。契約書の署名日が伝票の日付より後になっていた。

●複数枚の伝票が連番でありながら、発行日は複数の月にまたがり、その順番も前後していた（後付けで一括発行された疑いが強い）。

(5) 段階的なインタビューの実施

証拠が十分に揃った段階で、当社は関係者への階層別インタビューを以下の順番で実施した。

①設備課課長 Y 氏へのインタビュー

出張精算と勤怠記録の明らかな矛盾点を提示したところ、Y 氏は激しく動揺し、一部の出張旅費が架空であり、X 氏の指示によるものであることを認めた。虚偽に請求した出張経費のうち、わずかな一部を「手間賃」として自身が受け取ったものの、差し引いた残額はすべて現金で X 氏に渡していたと供述した。

②外注管理担当 Z 氏へのインタビュー

Z 氏は当初、「時間が経過しすぎて覚えていない」と言っておまかそうとした。しかし、当社が B 社から Z 氏の個人銀行口座へ送金された 5 万元の振込記録を提示したところ、Z 氏は B 社から「ワイロ」を受け取り、検収書類の審査を甘くするよう便宜供与していたことを認めた。

③製造部副部長 X 氏へのインタビュー

当社は、サプライヤーの関係図、キーワード検索で抽出したメールのスクリーンショット、本人の送金記録一覧、高額消費の明細と資金移動履歴の日時を突き合わせたデータなどの核心的な証拠を段階的に提示した。約 4 時間にわたって対立状態が続いたが、最終的に X 氏は、2023 年 1 月から 2024 年 2 月までの期間において、架空修繕指示書の作成、外注加工費の水増し請求、ペーパーカン

パニーの設立によるコンサルティング費の不正な引き出し、虚偽出張精算などの手法を用い、累計約 147 万円の会社資金を横領していた事実をすべて認めた。

インタビューの実施にあたり、当社は秘密保持原則を厳格に順守し、被インタビュー者に対して通報者の身元や告発状の内容を一切開示しなかった。提示した証拠は、すべて調査過程で独自に入手したものとして説明した。

3. 主要な不正行為と手口

徹底的な調査の結果、X 氏の主な不正行為として、以下の 4 件が特定された。

【表 2：不正行為における手口と横領額】

不正行為	手口	横領額 (合計:約 147 万円)
架空の設備修繕の発注	B 社と結託し、設備修繕の実施頻度及び部品交換数量を水増しして請求させていた。実際には簡易なメンテナンスしか行っていない、あるいは修繕を全く行わないケースが大半であった。過大計上した差額は、X 氏と B 社が事前に合意した割合(X氏 60%)で分配された。	約 68 万円
架空のコンサルティング会社への発注	D 社(実質的な支配者は X 氏の友人)を利用し、架空の技術サービス費の伝票を発行させ、「管理指導」名目で資金をだまし取っていた。伝票発行に伴う税負担分を差し引いた残額は、X 氏の個人口座に振り込まれた。	約 35 万円
架空出張旅費の不正精算	Y 氏らに指示し、架空の出張事由を捏造させ、虚偽の証憑を提出させて旅費を請求させていた。精算によって得た資金のうち、少額の「手間賃」を差し引いた残額を X 氏が収受し、横領していた。	約 22 万円
外注への加工注文に対する「返品／緊急直し」の価格つり上げ	C 社と結託し、通常の外注への加工注文に対する「返品／緊急直し」として偽装し、単価を意図的に引き上げさせていた。通常単価との差額は、取り決められた割合で C 社から X 氏へのキックバックが行われた。	約 22 万円

出典：各種調査データより作成

さらに、調査では、X 氏が 2023 年に本人及びその親族の私的な消費（家族での会食、電子機器購入、ホテル宿泊など）を「交際費」名目で部門費用に紛れ込ませて精算していたことも判明した。当該金額は合計約 6 万に上ったことが確認された。

以上の不正行為により、A 社がコスト削減・効率化施策を通じて実現しようとした経費節減効果は、実質的に著しく損なわれていたこととなる。X 氏 1 人の横領額は、製造部における 2023 年通年の費用削減目標総額の 40%以上に相当する。

4. 事例からの示唆

コスト削減圧力と不正動機の強い相関性

A 社の事例は、多くの日系企業に共通して見られる、以下のような因果関係の連鎖を示している。

<因果関係の連鎖>

- ①報酬削減+業績プレッシャーの強化
- ②従業員の心理的な不満と組織への信頼の崩壊
- ③管理者が情報優位性を利用した権力行使による不正の発生
- ④不正の拡大と小規模な利益共同体の形成
- ⑤削減した人件費をはるかに上回る会社損失の発生

X 氏はインタビューの中で、「この会社に 15 年以上勤め、もともと会社への忠誠心は高かった。しかし、2022 年末の報酬引き下げと年末賞与の大幅な目減りを受けて、「会社が自分を裏切った」という感覚が芽生え、不正に手を染めた」と率直に語った。また、コスト削減施策により部門の定員が縮小される一方、X 氏の承認権限は実質的に強化された（副総経理・総経理がマクロな削減目標に注力するあまり、個別経費の審査が疎かになった）ことにより、権限の強化と個別審査の空洞化が、不正を容易にする温床となった。

経費管理施策は必ずしも有効ではない

今回の事例は、非常に警戒すべき経営上のパラドックスを浮き彫りにしている。経費総額の管理が厳格になればなるほど、かえって発覚しにくい費用不正が生まれやすくなるのである。具体的には、以下のようなものが挙げられる。

- 出張・研修・接待が厳しく制限されると、不正を働こうとする者は、修繕・コンサルティング・外注など、生産活動に直結し削減が困難な生産支出の領域にターゲットを移す。これらの項目は生産維持に不可欠であるため、経営陣がその必要性に異議を唱えにくい。
- 金額の小口化による不正計上（今回の事例では、高額なコンサルティング費を、承認基準ライン以下となるよう複数の伝票に分割）が、承認審査を回避するための一般的な手法となっている。
- 経営陣が目にするのは「経費総額の減少」であるため、部門内における個別の異常な支出は、全体的に好調な削減金額の陰に隠れてしまいがちである。

データ駆動型の内部監査の必要性

仮に従来型の手作業による伝票抽出監査を採用していた場合、1 件あたりの不正額は小さくなく、かつ伝票や署名も形式的には整っていたことから、初期段階で異常を検知することは極めて困難であったと考えられる。最終的に不正発覚に至った決定的な契機（プロセス）は、以下の通りである。

- ①内部通報
 - ②データ分析（本来は減少するはずの修繕費が想定に反して増加したこと・出張と勤怠の矛盾）
 - ③実態調査（関係性の追跡）
 - ④デジタル・フォレンジック（資金移動・メール記録の特定）
 - ⑤インタビューによる決着
- という経緯であった。

このことは、コスト削減圧力下にある中国の日系企業が、単に「総額が予算内に収まっているか」という表面的な管理指標だけに依存するのではなく、支出構造のトレンド分析や、異常変動の早期警告を重視すべきことを示唆している。修繕工事の時間単価の変動分析、同一職位間の出張旅費の比較、サプライヤーの集中度や、関係性の評価（スキャン）などを日常的なモニタリング項目として組み込むことで、経費不正の余地を大幅に狭めることが可能となる。

業務権限における「職務分掌」と「相互牽制」の徹底

X 氏の不正が 1 年以上にわたって続き、その金額は 100 万元超に及んだ背景には、見過ごせない要因がある。それは、X 氏が経費の承認権、サプライヤーの推薦権、検収の署名権という 3 つの権限を同時に掌握していたこと、そして、その直属上司である製造部部長が本社のコスト削減目標への対応に追われ、実質的に経費審査の権限をほぼすべて X 氏に委譲していたことである。中国の日系企業がコスト削減・効率化を進める場合は、承認プロセスを簡素化するのではなく、むしろ重要な業務フローにおける権限と責任の分離（職務分掌の徹底）を強化すべきである。例えば、修繕外注の検収は生産・品質管理・経理の三者による共同承認を必須とする、コンサルティング関連の支出は成果物の提出を支払いの前提条件とする、などの対策が有効である。

新たな不正防止の取り組みが必要

A 社の事例は、コスト削減を強いられる状況下においては、単に数値上の経費を削減するだけでは、かえって逆効果となる恐れがあることを改めて示している。会社はコスト削減・効率化を進めるにあたり、従業員との「見えない信頼関係（心理的契約）」の維持に十分な配慮が必要である。これには、福利厚生削減と並行してコミュニケーションの透明性を維持すること、経費削減とチームへの報奨を正の連動にする仕組みを構築すること、従業員のために合理的な内部通報・苦情申立の窓口を確保することなどが重要であると考えられる。

今回のケースでは、最終的に、日本本社は調査報告書を受領後、X 氏及び関与した関係者を解雇し、法的な損害賠償措置を講じた。同時に、費用管理の方針を抜本的に見直し、不要不急な支出を引き続き抑制する一方、生産関連支出の妥当性審査を強化した。また、削減できた費用は、業務改善に向けた特別インセンティブに振り向け、現場従業員によるプロセス上の不備の自発的な報告を促した。これらの施策は直ちに経営状況の改善に結びつくものではなかったものの、その後半年間で、A 社の製造部門における自発的な報告件数は顕著に増加し、経費支出の構造もより実態に即した透明性の高いものへと改善された。これにより、A 社は本社からの信頼を徐々に取り戻すこととなったのである。

(執筆者連絡先)

太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社
中国デスク パートナー
王欣 (Wang Xin)
東京都港区元赤坂 1-2-7 赤坂 K タワー 18 階
Tel : +81-70-2459-0723
E-mail: xin.wang@jp.gt.com

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

国際アドバイザー事業部

シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では 2026 年 7 月中旬から 9 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

【 行政法規 】

【出入国管理】
○「国務院の出入国管理に関する規定」(国務院令第 841 号、2026 年 7 月 22 日公布、2026 年 9 月 15 日施行) ■原文(「国务院关于出境入境管理的规定」)は、中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 https://www.gov.cn/gongbao/2026/issue_12906/202608/content_7077791.html
2013 年に施行された「出入国管理法」に基づき、近年の国際的な安全保障環境の変化や海外における安全リスクの増大、国家の産業・技術に関する安全保障のための法制度の整備、出入国仲介サービスの問題などを背景として、新たに制定された行政法規。 ■本規定は、中国国民の出国管理、外国人の入国管理および出入国仲介サービスについて新たな規定を設けている。このうち、外国人の入国管理に関する主な規定は、以下の通り。 ・外国人が国外での中国査証の申請手続き、または中国への入国申請を行う際に、虚偽の資料の提出・陳述を行った場合、移民管理機関および査証発給機関は 1 年以上 5 年以内の期間、入国を許可しない旨を決定できる。 ・外国人が国境管理を妨害したことにより刑事罰を受けた場合、または出入国書類の不正取得や不法出入国により行政罰を受けた場合、移民管理機関は処罰の執行完了日から 1 年以上 5 年以内の期間、入国を許可しない旨を決定できる。 ・外国人が「対抗措置リスト」(中国語は「反制清单」)、「信頼できないエンティティ・リスト」(同「不可靠实体清单」)、「悪意のあるエンティティ・リスト」(同「恶意实体清单」)に掲載される。また、対抗・制限措置などを講じられたことにより、出入国書類の発行拒否、入国拒否などの措置を講じる必要がある場合、移民管理機関および査証発給機関が職責に従って執行する。なお、「対抗措置リスト」は、「反外国制裁法」に基づき、中国への制裁に悪意をもって加担または関与した外国の個人・組織を対象とするリストで、入国不許可その他の対抗措置を講じる。「信頼できないエンティティ・リスト」は、商務部が制定する、中国企業に差別的な措置や供給停止措置を講じた外国の事業体(組織および個人)を対象とするリストで、中国に係る貿易・投資活動を制限する。「悪意のあるエンティティ・リスト」は、「反外国不当域外管轄条例」に基づき外国による不当な域外管轄措置の実施を推進または支援する外国の組織・個人を対象とするリストで、中国への入国制限その他の対抗措置を実施する。

【住宅公積金】

○「国务院の『住宅公積金管理条例』改正に関する決定」（国务院令第 844 号、2026 年 8 月 10 日公布、2026 年 9 月 20 日施行）

■原文（「国务院关于修改《住房公积金管理条例》的决定」）は、中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

https://www.gov.cn/gongbao/2026/issue_12946/202608/content_7079363.html

企業などの従業員の住宅購入・建設やその資金の貸付・返済に使用する専用積立金を雇用主と従業員が分担し、公的専門機関の従業員個人の口座に預け入れる「住宅公積金」制度に関する基本法規の改正。

■今回の改正は 2019 年以来 3 回目で、近年の人々の住宅消費に対するニーズや就業形態が多様化していることを背景とするもの。今回の改正では、以下のような新たな規定が設けられている。

1. 住宅公積金の引き出し条件の拡大

・従前の規定では、積み立てた資金を引き出す条件は、住宅の購入・建設・建て替え・大改修を行う場合、従業員が退職した場合、住宅公積金貸付の元本・利息を返済する場合、などとされていた。しかし、改正規定では、新たに家賃を支払う場合（従前の家賃が賃金収入の一定比率を超過した場合から変更）、住宅の内装を行う場合、住宅の管理費を支払う場合、が追加された。

2. 雇用主と従業員の積立比率における上限の設定

・今回の改正でも住宅公積金の積立比率の下限は、「従業員の前年度月平均賃金の 5%」と従前の規定と変わらないが、上限は「国家が規定する最高積立比率」とされた（従前の規定では、「条件のある都市では、適度に最高積立比率を引き上げることができる」とされていた）。

3. 住宅公積金制度の対象者の拡大

・今回の改正では、個人事業主、非全日制従業員、その他の柔軟な就業形態の従業員も、自身の意思で住宅公積金の積立ができるとされた。

【政策】

【外貨管理】

○「中国人民銀行、国家外貨管理局の多国籍企業自国通貨・外国通貨越境資金集中運營業務の關係事項に関する通知」（銀發〔2026〕163 号、2026 年 8 月 17 日公布、同年 9 月 14 日実施）

■原文（「中国人民银行 国家外汇管理局关于跨国公司本外币跨境资金集中运营业务有关事宜的通知」）は、国家外貨管理局の下記サイトをご参照。

<https://www.safe.gov.cn/hainan/2026/0817/2429.html>

多国籍企業のクロスボーダーでの人民元・外貨資金集中運用管理についての通知。所定の資格要件を満たす多国籍企業に資金の集中・過不足調整、經常項目の資金集中受払・ネットイン（相殺）決済などのキャッシュプーリング業務を認めるもの。2025 年 12 月にも同じ内容の通知（「中国人民銀行、国家外貨管理局の多国籍企業の人民元・外貨一体化キャッシュプーリン

グ業務の関係事項に関する通知」(銀発〔2025〕251号、2025年12月31日公布・実施)が發布されているが、それに規定されている多国籍企業の資格要件が大幅に緩和されており、今後、より多くの企業がキャッシュプーリング業務に参加できるようになる。 ■今回の通知で緩和された多国籍企業の資格要件は、以下の通り。 ・(キャッシュプーリング業務に参加する)中国国内の全ての参加企業の前年度の自国通貨・外国通貨での国際収支合計額が人民元換算で7億元以上、または、国内の全ての参加企業の前年度営業収入の合計額が10億元以上、かつ、国外の全ての参加企業の前年度営業収入の合計額が人民元換算で2億元以上であること(注:2025年12月の通知では、国内の参加企業の前年度の人民元・外貨での国際収支合計額が人民元換算で70億元以上、国内の全ての参加企業の前年度営業収入の合計額が100億元以上、国外の全ての参加企業の前年度営業収入が人民元換算で20億元以上であること、とされていた。今回の通知で、金額がそれぞれ10分の1に引き下げられたほか、国際収支合計額または営業収入合計額のいずれかの条件を満たせばよいとされた)。 ・主幹事企業が、自由貿易試験区に登録された多国籍企業としてキャッシュプーリング業務を行う場合は、国内の全ての参加企業の前年度自国通貨・外国通貨での国際収支合計額が、人民元換算で3.5億元相当以上、または国内の全ての参加企業の前年度営業収入の合計額が5億元以上、かつ、国外の全ての参加企業の前年度営業収入の合計額が1億元以上であること(注:2025年12月の通知では、自由貿易試験区についての優遇は規定されていなかった)。
--

【 規則 】

【税】	
○「財政部・国家税務総局・国家発展改革委員会・工業情報化部による集積回路企業、工業用工作機械企業の非貨幣性資産交換の企業所得税政策に関する公告」(財政部・国家税務総局・国家発展改革委員会・工業情報化部公告2026年第23号、2026年7月31日公布、2026年1月1日～2028年12月31日施行) ■原文(「財政部 税务总局 国家发展改革委 工业和信息化部关于集成电路企业、工业母机企业非货币性资产交换企业所得税政策的公告」)は、国家税務総局の下記サイトをご参照。 https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5251766/content.html	政府の重点支援企業である集積回路企業と工業用工作機械企業(以下、両企業)に対する企業所得税の優遇措置。両企業が「非貨幣性資産」の交換を行い、所得が発生した場合、5年以内の各年度所得に均等に算入して企業所得税を計算・納付するもの。「非貨幣性資産」の交換における税負担の軽減を通じて、両企業の発展を支援することがねらい。 ■本公告の主な内容は、以下の通り。 ・集積回路企業と工業用工作機械企業が、2026年1月1日から2028年12月31日までの期間に「非貨幣性資産」の交換を行う場合、その交換によって認識される利益は、5年を超えない期間において均等に各年度の課税所得に算入し、現行の政策規定に従って企業所得税を計算・納付することができる。ただし、「非貨幣性資産」の交換により生じた損失については、分割して認識することはできない。

	・両企業と「非貨幣性資産」の交換を行った企業は、現行の政策規定に従って「非貨幣性資産」の交換による所得を認識し、法により納税しなければならない。「非貨幣性資産」の交換を行った企業の双方が、両企業である場合は、双方とも上記の優遇政策を享受できる。 ・「非貨幣性資産」とは、現金、預金、売掛金、受取手形、満期保有目的の債券投資などの貨幣性資産以外の資産を指す（注：「企業所得税法实施条例」では、「非貨幣性資産」は固定資産、生物資産、無形資産、持分投資、棚卸資産、満期まで保有する予定のない債券投資、役務および関連の權益などとされている）。 ・「非貨幣性資産」の交換による所得は、交換により受け取った「非貨幣性資産」の公正価値から引き渡した「非貨幣性資産」の課税基準額と関連する税金・費用を控除した残額を所得として認識する。 ・集積回路企業、工業用工作機械企業とは、2023 年に公布された両企業に対する研究開発費の追加控除比率の引き上げに関する公告（財政部・国家税務総局・国家発展改革委員会・工業情報化部公告 2023 年第 44 号）に規定される企業を指す（注：この公告において、集積回路企業とは、国家が奨励する集積回路の生産・設計・設備・材料・パッケージング・テストを行う企業とされる。また、工業用工作機械企業とは、この公告に添付される「先進工業工作機械製品基本標準」に適合する製品を製造・販売する企業を指す、とされており、これには金属切削機、鑄造設備、溶接設備、熱処理・表面処理設備、数値制御装置（CNC）など 13 種類の機械設備・システムが掲載されている）。
	○「財政部・国家税務総局による外国籍個人の配当金に対する個人所得税政策の関係事項に関する公告」（財政部・国家税務総局公告 2026 年第 27 号、2026 年 9 月 1 日公布・施行） ■原文（「財政部 税务总局关于外籍个人股息红利个人所得税政策有关事项的公告」）は、国家税務総局の下記サイトをご参照。 https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5252107/content.html
	外国籍の個人が外商投資企業から受け取る配当金所得に対し、20%の税率で個人所得税を徴収することについての公告。1994 年以来、外国籍の個人に対する外商投資企業からの配当金所得は、財政部と国家税務総局の通知で「暫時徴収免除」とされてきたが、これを変更するもの。 ■納税は、外商投資企業が代理控除・納付し、支払った翌月の 15 日までに申告・納付することとされている。なお、外商投資企業が控除・納付しない場合は、外国籍の個人が配当金を受け取った翌年 6 月 30 日までに納付するとされている。

（執筆者連絡先）

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>

主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行
トランザクションバンキング部

項 目	単位	2025年					2026年							
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
国内総生産(GDP)	前年 同期比%	(10-12月) 4.5					(1-3月) 5.0			(4-6月) 4.3				
固定資産投資*	前年 同期比%	0.5	▲ 0.5	▲ 1.7	▲ 2.6	▲ 3.8	-	1.8	1.7	▲ 1.6	▲ 4.1	▲ 5.7	▲ 6.7	▲ 7.2
第一次産業	前年 同期比%	5.5	4.6	2.9	2.7	2.3	-	17.4	15.9	10.1	5.9	0.9	▲ 0.5	▲ 2.4
第二次産業	前年 同期比%	7.6	6.3	4.8	3.9	2.5	-	5.4	5.8	2.5	0.1	▲ 1.1	▲ 2.1	▲ 2.9
第三次産業	前年 同期比%	▲ 3.4	▲ 4.3	▲ 5.3	▲ 6.3	▲ 7.4	-	▲ 0.4	▲ 1.0	▲ 4.2	▲ 6.8	▲ 8.4	▲ 9.5	▲ 9.9
工業生産 (付加価値ベース)**	前年 同月比%	5.2	6.5	4.9	4.8	5.2	-	6.3	5.7	4.1	4.5	5.3	4.5	5.2
社会消費財 小売総額***	前年 同月比%	3.4	3.0	2.9	1.3	0.9	-	2.8	1.7	0.2	▲ 0.6	1.0	0.6	0.4
消費者物価上昇率 (CPI)	前年 同月比%	▲ 0.4	▲ 0.3	0.2	0.7	0.8	0.2	1.3	1.0	1.2	1.2	1.0	0.5	0.8
工業生産者 出荷価格(PPI)	前年 同月比%	▲ 2.9	▲ 2.3	▲ 2.1	▲ 2.2	▲ 1.9	▲ 1.4	▲ 0.9	0.5	2.8	3.9	4.1	3.5	3.8
輸出***	億ドル	3,218.1	3,285.7	3,053.5	3,303.5	3,577.8	-	6,565.8	3,210.3	3,594.4	3,767.8	4,123.9	3,978.5	4,014.4
	前年 同月比%	4.4	8.3	▲ 1.1	5.9	6.6	-	21.8	2.5	14.1	19.4	27.0	23.9	25.0
輸入***	億ドル	2,194.8	2,381.2	2,152.8	2,186.7	2,436.4	-	4,429.6	2,699.0	2,746.2	2,713.5	2,867.6	2,853.5	2,823.6
	前年 同月比%	1.3	7.4	1.0	1.9	5.7	-	19.8	27.8	25.3	27.4	36.0	27.5	28.2
貿易収支***	億ドル	1,023.3	904.5	900.7	1,116.8	1,141.4	-	2,136.2	511.3	848.2	1,054.3	1,256.2	1,125.0	1,190.9
対内直接投資 (実行ベース)* ^(注)	億元	5,065.8	5,737.5	6,219.3	6,931.8	7,476.9	920.1	1,614.5	2,496.0	2,876.9	3,272.9	4,021.4	4,383.3	4,799.5
	前年 同期比%	▲ 12.7	▲ 10.4	▲ 10.3	▲ 7.5	▲ 9.5	▲ 5.7	▲ 5.7	▲ 7.3	▲ 10.3	▲ 8.6	▲ 5.0	▲ 6.2	▲ 5.3
外貨準備高	億ドル	33,222	33,387	33,433	33,464	33,579	33,991	34,278	33,421	34,105	34,422	34,163	34,188	34,383
都市部調査失業率	%	5.3	5.2	5.1	5.1	5.1	5.2	5.3	5.4	5.2	5.1	5.0	5.2	5.3
国内自動車 販売台数	万台	285.7	322.6	332.2	342.9	327.2	234.6	180.5	289.9	252.6	262.9	281.0	258.4	271.2
	前年 同月比%	16.4	14.9	8.8	3.4	▲ 6.2	▲ 3.2	▲ 15.2	▲ 0.6	▲ 2.5	▲ 2.1	▲ 3.2	▲ 0.3	▲ 5.1
購買担当者指数 (PMI)	製造業	49.4	49.8	49.0	49.2	50.1	49.3	49.0	50.4	50.3	50.0	50.3	49.2	49.8
	非製造業	50.3	50.0	50.1	49.5	50.2	49.4	49.5	50.1	49.4	50.1	50.2	49.0	49.0

*：年初からの累計ベース。

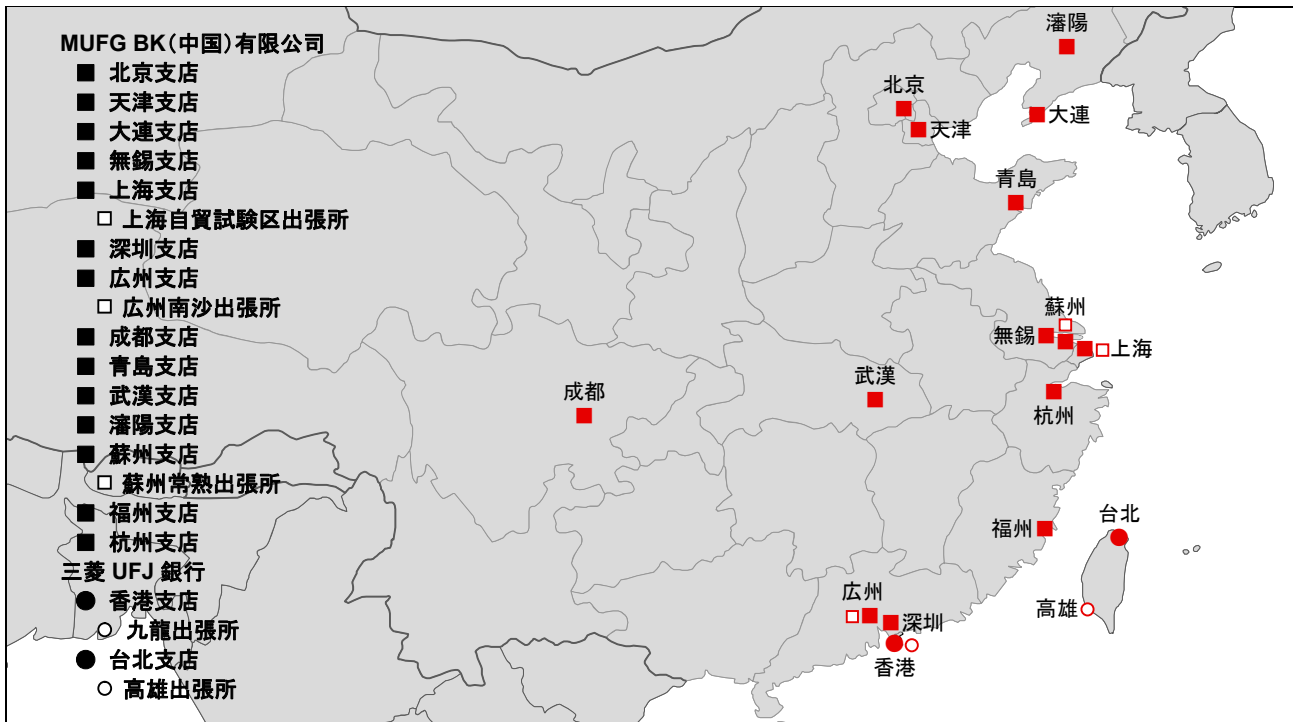
**：2 月は 1-2 月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額 2,000 万元以上の非国有企業を対象。

***：2 月は 1-2 月の累計ベース。

(注) 金融業を含む数値となる。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部作成。

MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大厦21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 申貿大厦11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上 海 支 店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階-1601、1602、1604单元 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階-1603单元	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広 州 支 店 広 州 南 沙 出 張 所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成 都 支 店	成都市錦江区東大路577号1棟2单元18階1802-04室	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店 蘇 州 常 熟 出 張 所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大厦15階 江蘇省常熟市常熟高新技术開發区黄浦江路289号臨湖商業中心項目弁公楼【2902-A】单元	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 出 張 所	18/F & 19/F, Airside, No.2 Concorde Road, Kai Tak, Kowloon, Hong Kong	852-2823-6666
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階	886-2-2514-0598
高 雄 出 張 所	台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

編集:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。